

しゅわつうやく ようやくひっき りょう 手話通訳・要約筆記をご利用ください

はけんはんい 【派遣範囲】

あいちけんない はけん
愛知県内どこでも派遣できます。
あいちけんいがい ばあい そうだん
愛知県以外の場合は、ご相談ください。

りょう かた 【利用できる方】

とよかわしざいじゅう しんたいしょうがいしゃてちょう も
豊川市在住で、身体障害者手帳をお持ち
かた ちょうかく おんせい げんご しょうがい かた
の方（聴覚・音声・言語に障害のある方）

りょうりょう 【利用料】ありません

もう こ ほうほう 【申し込み方法】

しんせいしょ きにゅう とよかわしやくしよしょうがいふくしか
申請書に記入し、豊川市役所障害福祉課へ
ていしゆつ かろう
提出してください。FAXでも可能。メール
しんせい きぼう かた そうだん
で申請を希望される方はご相談ください。

もう こ きげん 【申し込み期限】

にちいじょうまえ ていしゆつ じ こ
5日以上前までに提出。ただし、事故や
きゅうびょう とつぜんつうやく ひつよう ばあい
急病など、突然通訳が必要になった場合
にちいない そうだん
は5日以内でもかまいません。ご相談くだ
さい。

いりょう けんこう 医療・健康

びょういん しんりょう けんこうしんだん
病院の診療 健康診断
にゅうたいいん てつづ
入退院の手続き など



きょういく ほういく 教育・保育

にゅうがくしき そつぎょうしき PTA 総会
入学式 卒業式 PTA総会
じゅぎょうさんかん こんだんかい
授業参観 懇談会 など

こうてききかん 公的機関

けいさつ ぜいむしよ めんきよ
警察、税務署、免許センターなど
そうだん しんせい てつづ
相談・申請・手続き

ちいきせいかつ 地域生活

けっこんしき こくべつしき つや
結婚式 告別式 通夜
ちょうないかいぎょうじ さんか
町内会行事への参加 など

きんゆうきかん 金融機関

ぎんこう しんようきんこ ゆうびんきょく
銀行、信用金庫、郵便局 など
まどぐち てつづ そうだん
窓口での手続き・相談

しゅうろうかんけい 就労関係

ハローワークでの相談
しゅうしょくめんせつ
就職面接 など



た その他

けいたいでんわ ほちょうき こうにゅう
携帯電話、補聴器、メガネなどの購入
とち かおく こうにゅう しゅうり
土地、家屋の購入、修理 など
た そうだん おう
その他、ご相談に応じます。

しんせいしょ とよかわしやくしよしょうがいふくしか
申請書は、豊川市役所障害福祉課、
もしくは障害福祉課ホームページから
ダウンロードできます。

とよかわしとうろくしゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ
豊川市登録手話通訳者・要約筆記者

とよかわし とうろくじょうけん み つうやくしゃ
豊川市の登録条件を満たしている通訳者が
せきにん つうやく じょうほうほしょう つうやく
責任をもって通訳（情報保障）します。通訳
ぎょうむ し じょうほう ほか も
業務をとおして知りえた情報を他に漏らすこ
とはありません。あんしん りよう
とはありません。安心してご利用ください。

とよかわしせっちしゅわつうやくしゃ
豊川市設置手話通訳者

ふくしか せんじん しゅわつうやくしゃ
福祉課には専任の手話通訳者がいます。
しやくしよない しゅわつうやく しゅわ
市役所内のどこでも手話通訳します。手話
つうやく ひつよう かた かくか まどぐち もう つ
通訳が必要な方は、各課の窓口にお申し付
けください。

げつようび きんようび もくようび のぞ
月曜日～金曜日（木曜日は除く）
ごぜん 8じ 30ぶん ばん ごご 5じ 15ぶん
午前8時30分～午後5時15分

おも ぎょうむ
主な業務

- 1、手話通訳者・要約筆記者の派遣
しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん
- 2、庁舎内の窓口通訳
ちやうしゃない まどぐちつうやく
- 3、相談
そうだん
- 4、代理電話など
だいいでんわ

あんないず
案内図



とよかわしやくしよ しょうがいふくしか
豊川市役所 障害福祉課

とよかわしすわ ちやうめ ばんち
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

FAX (0533) 89-2137

でんわ 電話 (0533) 89-2131

メールアドレス

shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

とよかわし
豊川市

しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ
手話通訳者・要約筆記者

はけんじぎょう あんない
派遣事業のご案内

しょうがいしゃ いしそつうしえんじぎょう
障害者の意思疎通支援事業



とよかわし しょうがいふくしか
豊川市 障害福祉課